

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年11月21日（月）16:53～17:41
- 2 場所 永田町合同庁舎1階108会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 委員 | 本間 正義 | アジア成長研究所特別教授 |

<省庁>

- | | |
|-------|--------------|
| 笠置 隆範 | 総務省選挙部選挙課長 |
| 友井 泰範 | 総務省選挙部選挙課理事官 |

<提案者>

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 五十嵐 立青 | つくば市長 |
| 鈴木 健嗣 | つくば市アーキテクト（つくば市顧問）
筑波大学システム情報系教授 |
| 藤光 智香 | つくば市政策イノベーション部長 |
| 大越 勝之 | つくば市政策イノベーション部次長 |
| 市ノ澤 充 | つくば市連携事業者（株式会社VOTE FOR代表取締役） |
| 甲木 空 | つくば市連携事業者（株式会社VOTE FOR公共ソリューション部） |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 淡野 博久 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山根 英一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 杉山 忠継 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 公職選挙におけるインターネット投票の実施

3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「公職選挙におけるインターネット投票の実施」で、総務省、つくば市にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、つくば市、事務局から提出されておりました、公開予定でございます。本日の議事についても、公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、つくば市から10分程度御説明いただき、次に、総務省から5分程度で御説明していただいた上で、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 本日は、お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

これから「公職選挙におけるインターネット投票の実施」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

それでは、早速、つくば市から御説明をお願いいたします。

○五十嵐市長 つくば市長の五十嵐でございます。

まず、私から概要について御説明申し上げます。

2024年に予定されている市長・市議会議員選挙において、インターネット投票を一部導入したいと考えておりますので、資料に沿って御説明いたします。

2ページを御覧ください。2020年、つくば市長・市議会議員選挙が行われましたが、20代前半と80代以上の投票率が特に低くなっています。また、高齢者や障害者を始め、「移動が困難である」、「代理投票を依頼することは気が引ける」など、様々な理由で投票を諦めざるを得ない人がいます。

3ページを御覧ください。そうした皆さんの利便性を高めるために、厳正な個人認証と高度なセキュリティを実装したインターネット投票を公職選挙に導入したいと考えております。

4ページを御覧ください。従来の投票用紙による投票とインターネット投票の流れを比較したのですが、投票画面が投票用紙を受け取るところに相当します。そして、候補者を選択するところで、ハッシュ化と言いますが、IDの特殊な変換を行い、開票、集計は、いつ、誰が投票したのか分からないよう、投票の秘密を保持したまま行われます。

5ページを御覧ください。投票所に行って投票用紙に自書しなければならないという公職選挙法の規定の特例措置とともに、技術的対策を講じることによって、投票所以外でも投票できるインターネット投票を実現したいと考えております。

6ページは、飛ばします。

7ページを御覧ください。これまでの議論において、総務省の皆様からいくつかの課題

を御指摘いただいております。例えば、本人確認の確実な実施についてはマイナンバーカードを用いること、投票の秘密の確保については匿名IDを活用することで対応していけると考えております。このような対策の実効性については、先般、模擬住民投票を行い、確認いたしました。

8ページを御覧ください。以降、具体的な技術的対策について記載をしております。まず、厳正な本人確認ですが、マイナンバーカードの利用と生体認証を組み合わせることで、なりすましや偽造を防止します。

9ページを御覧ください。次は、公正性の担保ですけれども、強要や買収への対策として、期日前期間のみに限定して何回でも上書き可能にしたいと考えています。仮に期日前期間の終了直前に強要をされても、選挙当日に投票用紙で投票できるようにすることが技術的には十分可能であります。上書きは、特殊な変換で生成する匿名IDから投票することで、投票者を特定できないようにすることが可能です。

10ページを御覧ください。投票の秘密保持についてです。匿名IDやブロックチェーン等の改ざん防止、暗号化等の技術を活用することで、誰が投票をしたのか分からないようにし、集計に不正がないかどうかを監視するシステムを構築することで、投票の秘密を守ります。

11ページを御覧ください。こちらは、投票の秘密保持を投票から開票まで記載したものです。個別の投票内容は暗号化されており、万が一システム内の暗号化データがのぞかれても、候補者の票数を判読できないようになっております。

12ページを御覧ください。高齢者や障害者の中には、投票所に行くことが困難である、代理投票を頼むことも気が引けるといふ方たちが、一定数、存在しております。新しい技術で投票方法の選択肢を増やし、自分の意思を政治に伝えていただきたいと考えています。つくば市の提案としては、まずは障害者等の移動等に困難を抱えている方を対象にインターネット投票を導入したいと考えております。

13ページは、飛ばします。

14ページを御覧ください。市議会との調整状況です。令和4年の10月、11月に、インターネット投票についての市議会での勉強会を実施しました。議員からはなりすまし投票を防ぐ仕組み等について御質問いただきましたが、技術的な対策等について詳しく説明し、一定の御理解と御期待をいただいているところであります。こうした説明会を継続的に実施してほしいという意見もいただいておりますので、引き続き実施していきたいと思っております。

最後になりますが、憲法が規定する地方自治の本旨、とりわけ住民自治の観点から、やはり住民が投票できる機会を確保することは非常に重要であります。住民にとってよりよい行政を実現するために、インターネット投票の導入によって、誰一人取り残さない投票機会の確保が必要であると考えております。是非積極的な御検討をいただければ幸いです。

以上で、私からの説明を終わりにいたします。

○市ノ澤代表取締役 VOTE FOR、市ノ澤です。よろしく申し上げます。

15ページ目に、今回実施しました模擬住民投票の実施概要を記載しております。期間は11月8日から14日まで、初日が午前8時半から、最終日が午後8時まで投票を受け付けておりました、この期間中は24時間インターネットで投票を受け付けております。対象地域はつくば市内の四つの地域、年齢は16歳以上の方でマイナンバーカードを保有する方ということで、2年後に有権者である方を想定して実施しております。今回、この対象地域にお住まいの対象年齢の方でマイナンバーカードお持ちの方がちょうど1万4000人いらっしゃったということで、この方々向けに投票案内はがきをお送りして、スマートフォンから投票していただくという取組となっております。その下に、「投票サポート窓口の設置について」と記載しておりますが、こちらは、いわゆる投票所ではなくて、スマートフォンを持っていない方、または、投票方法が分からない、不安があるといった方の投票のお手伝いをする窓口として、期間中、市内3か所に設けて運営してまいりました。結果としては、投票数が1,506票ということで、1万4000人の方のうち1,506の方に投票していただきました。その下に、使用された投票人登録用コード、投票用コード、マイナンバーカードの電子証明書の検証回数等の数字を記載しておりますが、それぞれのステップごとに参加をしていただいた方の数となっております。実際に投票までたどり着いた方、投票完了まで進めた方が1,506名いらっしゃったということで、その間、繰り返しの取組をされたとか、途中で離脱してしまった方もいらっしゃると思いますので、そういった方々への検証や改善が今後の課題になろうかと思っております。一番下に記載していますが、期間中、システムに関してはトラブルなく稼働して、ネットにつながらないとか、システムにつながらないといったタイムダウンはありませんでした。また、実際の稼働状況や集計・開票状況に関しては、今回御参加いただいている有識者会議の委員の皆様にも、オンラインで立ち会っていただいて、その作業を確認していただくということで、不正な投票データ等は確認されず、正しく集計を行うことができました。

次の16ページから17ページにわたって、今回検証した項目ということで、厳正な本人確認・個人認証、投票の秘密の担保、買収・強要の防止というところに関しては、先ほど市長からありましたけれども、期間中にやり直しの投票ができるという形で対策を施しております。また、17ページでは、障害・負荷対策の実施、公正性の担保、投票機会の平等の担保ということで、それぞれこの検証項目に沿って実証を行った形となっております。

次の18ページ目以降、投票に参加してくださった方にアンケートを実施しております、こちらは任意のアンケートですが、1,402件の回答をいただいております。主立ったところを御紹介しますと、3番、インターネット投票を行ってみてという感想のところに集約されているかと思いますが、簡単に投票できたという方が671人、投票に手間がかかったという方が623人ということで、ほぼ同数の方がこのような感想をお持ちになっているところになります。

19ページ目になりますが、4番のところ、今の3番のような結果がありましたが、次

回の公職選挙でインターネットでも投票できるようになったらという仮説の設問にはなりますが、インターネットで投票すると回答された方は1,200名ということでかなりの多数を占めたという結果となっております。5番にその理由に関しては記載しておりますので、御覧いただけたらと思います。また、今回、やり直しに関しても少数の方に御参加いただいております、その理由も記載しておりますので、御覧いただけたらと思います。

それぞれ設問の中でいただいた自由記述の回答に関して、21ページ目から23ページ目までに記載しております。やや小さな字になりますけれども、御参加いただいた方々の貴重な御意見だと思っておりますので、後ほど御参照いただけたらと思っております。

実証事業の成果についての報告は、私からは以上となります。よろしくお願いたします。

○中川座長 つくば市からの御説明は、以上でよろしいでしょうか。

それでは、総務省に、今のつくば市からの提案に関して御見解をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○笠置課長 総務省の笠置でございます。選挙課でございます。

ただいまの御提案ということで、今見たばかりでは詳しくは分かりませんが、事務局提出資料ということで、これまで特に事務局を介して意見を申し上げてきているわけでございます。インターネット投票自体は、皆さんも御案内のとおり、投票管理者も投票立会人もいない投票でございます、我が国におきましては、郵便等投票を対象として、限定的に認められてきています。こちらは、選挙の公正と投票者の利便性の調和といった観点から、戦後以来、ずっと各党の議論の積み重ねの中で現在のようになっているということでございます。これにつきまして、郵便等投票は、それ自体、投票立会人等がない投票でありますので、不正の余地は当然入り得るということで、できるだけ不正の余地が入らないようにしようという取組が進んできたということで、郵便等投票に関して言いますと、例えば、外封筒等に署名をする、あるいは、ほかの人に送るのではなくて、選挙人の住所にきちんと送るといった手段も取られているということでございます。これは国内でございます。一方で、おそらく皆さん方では在外でも検討しているのではないかという話なのかもしれません。在外につきましては、公館まで遠い、あるいは、郵便事情が悪い、郵便の一往復の時間がかかる、費用もかかるといった、言ってみると、投票しにくいという状況にある在外選挙人をどうしようかということで、基本的に在外選挙人は郵便等投票ができるという一般的な制度であります。そういったものについて、ネット投票を導入すればそういった一助になるのではないかということで、現状、検討を進めているということでございます。翻って、国内について申し上げますと、先ほども申し上げておりますが、国内は特に郵便事情が悪いわけでもなく、きちんと実際に投票立会人や投票管理者の立ち会いの下で投票することが基本的原則であります。そうした中で、投票しにくい、実際に行けないということで、要介護の5の方等を郵便等投票の対象として認めているということでございまして、つくば市の提案にあります投票率向上といった観点等から、ネット投

票を認めるということについては、なかなか難しいということもございます。しかも、投票は選挙制度の根幹部分に関わりますので、そうした中で、各党各会派の御議論といったものは大切です、踏まえる必要があるということで、特区という形でやるようなものではないということでございます。

それが、総務省、私どもの見解になります。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

今、つくば市から御説明いただいて、総務省からその御提案に対する見解が示されたところですが、ワーキングの委員の先生方からの御意見、御質問をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

堀委員、お願いいたします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

つくば市からの御説明で、どのような実証をされたのかということについて、技術的要件、システム要件も含めて、大変よく分かりました。いただいた内容によりますと、専用コードで認証し、マイナンバーカードで本人の確認をし、かつ、顔認証も要求するという形で、かつ、アプリもダウンロードして、ワンタイムパスワードも必要でという内容になっているのでしょうか。感想の部分を押見すると、インターネット投票の中でもかなり厳重に本人からの投票だということを御確認いただいている様子をうかがい知ることができました。今のインターネット投票を実証されたようなシステム、アプリによる投票であるとする、場合によっては、投票所にはがきを持っていけば誰であるかということをしてそれほど何重にも確認せずに投票ができてしまうのと比較しても、むしろ厳格に確認されているのではないかという印象もございます。こうした実証実験の結果を踏まえても、法務省ではまだなおインターネット投票は時期尚早だという御判断であり、また、郵便という方法があればいいのではないかというお話も最後にあったところでございますが、やはり郵便だと外に出かけないといけないというところは最後のハードルになるかと思っております。この実証実験を踏まえてもなお懸念がある、具体的に郵便があるからいいのではないかとではなく、このインターネット投票実証事業の模擬住民投票の結果を踏まえてもなお具体的な懸念があるという部分があれば、そこを是非教えていただき、追加の要件の手当てが必要なのか否かということも含めて御議論いただいたほうが建設的かと思います。もし具体的な御懸念がありましたら教えてください。

○中川座長 総務省、お願いします。

○笠置課長 ありがとうございます。

具体的なものということでございますが、個々の調査結果以前の話として、投票立会人、投票管理者がいない投票を国内において認めていくということについては、各党各会派の御議論が重要だ、大切である、必要だということでございます。こうしたものについては、選挙制度の根幹に関わることであります。そうしたことについて、例えば、つくば市だけ

とか、そうした形での特区での導入を行うべきではないということでもあります。

○堀委員 私の理解が間違っていたら申し訳ないのですが、管理人や立会人という役割は、公正性を担保するとか、本人確認という形で本人が適切に投票しているかどうかを見守るという形にあると思うのですけれども、そうした機能が、具体的に備えているシステムや認証の方法によって対応できない、やはりなお懸念がある、人が見ることが絶対必要で、この機械の方法ではまだ足りない部分があるというのはどこなのかということがもし分かれば教えていただきたいと思った次第でございます。

○中川座長 総務省、お願いします。

○笠置課長 言ってみると、本人確認と第三者からの干渉を多分混同しているかなと思います。おそらく、堀委員がおっしゃるのは、そういったことをすれば、この人は確実に本人だろうということは、多分、マイナンバーカードを使うことによって分かるのでしょうかけれども、言ってみると、こういう場で、例えば、私が隣の人間とネット投票をしましよという意味で、干渉を受けたり、干渉し合ったりする中で投票する余地はあるわけですね。ただ、期日前投票でもいいのですけれども、投票所に行くということは、そちらに投票管理者がいて、投票立会人、2人なり3人がいるという中で、その場で仮に他の選挙人が干渉しようということになると、それはまず止められる、投票干渉罪にもなるということでございます。実際に投票を行う場面において、きちんと、第三者と言いますか、そういった者が立ち会っていることが、選挙の公正の確保という観点から、国内においてはずっとこのまま維持されてきたということです。ただ、投票所に実質的に行けない方がおられる、昭和50年ぐらいだったでしょうか、身体障害者で本当に重度の障害の方は投票所に行けない、こういった方については、郵便等投票を認めて、そういった意味でいうと、自宅とかになるのでしょうかけれども、そうしたところで投票を認めようということになっております。したがって、選挙の公正と投票者の投票の利便性の確保の調和で現行制度に至っているのです。今回の話でいきますと、言ってみると、そういう状況にあるかどうかということ自体も、各党各会派の議論の中で、今、積み重ねになっている中において、そういった投票立会人や投票管理者がいない投票をどんどん認めるということは、それは根幹に関わる議論が必要だろうということでもあります。

○堀委員 立会人、管理人が必要なのは、誰かに隣で唆されるなどの干渉がないという状態での投票が必要なのだと伺いました。ただ、これにつきましては、現状検討されているつくば市の提案では、期日前であれば何度でも上書きができる、本当に本人が自由意思で投票しているのではないとすれば期日投票もできるという制度であれば、一定の懸念は解消されるかと思うのですが、いかがでしょうか。その点と、もう一つ、例えば、それでもなおやはり立会人や管理人が必要なのだという御議論だったとしても、現状で郵便投票が認められている部分に関しては、インターネット投票と同等という形で認めていただいてもいいのではないかと、二つ、感想を持ちました。

後者の2点につきましては、意見でございます。

○中川座長 今の堀委員の議論は、ワーキングの委員としてもお聞きしたいことだと思います。総務省が各党各会派の議論が必要だと主張されているのは分かるのですが、つくば市としても、かなり御検討と実験を重ねて、そもそも立会人や管理者が何のために必要なのかということ踏まえて開発もしていただいて実験をしていただいておりますから、堀委員がおっしゃったように、干渉については上書きができる制度ということで御提案いただいておりますし、郵便投票が認められていることをネットに変えること自体はそもそも制度の趣旨を変えるものではないと思いますので、つくば市の御提案は、そういうかなり限定的な方に対してネット投票を認めていただくという御提案になっていると思います。私自身は、そういう懸念についてはかなり丁寧にお答えいただいているのかなと思うのですが、それでもなお懸念があるというのはどういう点なのでしょう。

○笠置課長 投票の上書き自体、我が国では認められていません。実際に脅されてからの上書きなのか判別できません。期日前投票期間で、日によって投票を変えられるということですね。まず、それが議論としてどう受け取られるかということはあると思います。確かエストニアは上書きを認めていたと思います。選挙の前、何日間までは認めているということです。この上書きを認めることになると、言ってみると、選挙の情勢報道や世論調査結果で変えたりすることも十分にできるわけですね。ここだけに着目しているのではなくて他への影響といったこともあるのだろうなということで、そういった上書きを認めるのかどうかといったことも相当大きなテーマだと思っております。

もう一つ、今、郵便等投票を認めている人だけということではありますが、先ほど冒頭に申し上げております郵便等投票についても、できる限りの選挙の公正と投票の利便性の調和という観点から、署名は当然ですけれども、その選挙人の住所に投票用紙を送るということで確保しているわけですね。インターネット投票においては、スマホとかで、そういったことでどういう対応が取れるのかとか、取れないのではないかとといったこともあろうかと思っております。もう一つ、在外で認めるならという話がありましたけれども、言ってみると、在外選挙は在外公館投票と併せて郵便等投票が一般的な制度であるわけですよ。しかも、郵便事情も悪い等々不便であるということ踏まえて、検討している。ただ、国内についていうと、国内は郵便等投票が極めて例外的な中なので、そこで位置付けも違うわけですね。そういったことも踏まえながら考えなくてはいけないということでございます。

○中川座長 つくば市でおそらく相当検討していただいたことについて総務省から具体的にこういう心配があるということについては、多分お答えいただける部分も相当あると思うのですが、そういった門前払いではなくて、具体的に何が困るのかということ網羅的に出していただいて、それについて議論を詰めるという作業が建設的ではないかと私は思っております。

落合委員から手が挙がっていますので、落合委員からお伺いできればと思います。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今、議論していただいていた中で、まず、郵便投票についてお伺いします。郵便投票の

郵便物を送るときは、受領されるときに受領者から本人確認はしておられるのでしょうか。

○笠置課長 実際は、書留か何かでお送りしていると思いますが。

○落合座長代理 そういふことであると理解しました。犯罪収益移転防止法施行規則の改正が以前にありまして、クレジットカードなどでも本人になりすましをして住所のある建物等の前で郵便物を受領することがありました。犯罪収益移転防止法施行規則では、オンラインでの本人確認を行えるようにすることと併せて、郵便の場合の水準も引き上げるといふことで、身分証明書を郵便物を受領してもらうときに確認することになったことからすると、今のプロセスを踏まえると、むしろオンラインでのKYC+マイナンバーカードというほうがどうも本人確認の強度は高いように思われます。むしろ、デジタルの部分については、ほかの法令での不正のリスクと同じように捉えられることがあると思うので、必ずしも郵便投票のほうがリスクが低いとは言えないのではないかと思います。

また、干渉の部分についても、郵便投票の場合には、郵便で送られる以外には、書かれるときに誰かが立ち会いはされていないと理解しておりますが、それもそういう理解になりますでしょうか。

○中川座長 総務省、お願いします。

○笠置課長 郵便との比較ということかと思いますが、実際に、郵便等投票の場合は、自宅等に届いたときに、第三者は立ち会っていない、御自宅で自ら書かれるということでもあります。御議論で、現行の郵便等投票も不正のおそれがあるのだからインターネットも不正のおそれがあるのではないかみたいにも聞こえるのですけれども、それはこれまでの不正防止の中で選挙の公正と投票の利便性向上の調和の中で郵便等投票制度ができてきたわけで、それを今だって郵便等投票には不正の余地があるのではないか、できるのではないか、それならインターネットも同じではないかという形で広げることによって、不正の余地がどんどん広がっていくわけですね。このあたりは各党の議論が必要だということだと思います。広げることについてですね。

○落合座長代理 いえ、その点は逆でして、セキュリティを強化するほうにつながるのではないかという議論を申し上げております。不正があるので対策をするべきではないかということですね。

○笠置課長 特に後段のほうは多分そういうことをおっしゃってきたのかなと思いますけれどもね。郵便でも立会いはなくて一人でしょうという趣旨は、一緒ではないのかという御質問かなと。

○落合座長代理 一緒ということではなくて、セキュリティを強化できるような部分もあり、郵便の場合に限定してオンラインを実施するということは、リスクがある部分についてより対策を強化できる方法で代替することも含めて議論するということですね。そうであれば、別に民主主義をないがしろにしているわけでも何でもなくて、一般的に、どの法制度でも考えられる。リスクがあればそれに対策をすることを御検討いただくだけかとは思っています。なるべく不正を減らすようにしようということですね。この点については、議論が

あるのだと思いますので、ここままで置くようにいたします。この点は意見です。

次に、もう一点、今回、各党各会派とおっしゃられています、実施する範囲につきましては、つくば市の市長・市議会選挙で一定の自治体に限定されております。これは、ある種、国全体の統治機構としては明確な間接民主制ではありますが、自治体の部分についてはより直接民主制が妥当し得る部分があることを評価するもののように思っており、国政選挙に対して影響を与えるものではないと承知しています。そういう中で御検討いただく余地はあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○笠置課長 おっしゃっていることは、市長選挙、市議選挙は、4年に1回のときということなのですかね。

○落合座長代理 はい。

○笠置課長 しかし、一方で、これも昨年ぐらいから言っておるわけでございますが、選挙制度の特に根幹である投票立会人不在の投票を認めるか認めないということはかなり大きな話で、それは多分皆さんにも御理解いただいているはずだと思います。そういったものが、個別の市だけとか、こうした特区みたいなものにとということにはならないのではないかと、きちんとするのであればきちんと制度化をするということだろうと。各党各会派の御議論を経てやるのであれば、きちんと制度化すべきということが正しいのではないかと思います。選挙制度なり投票の話でございますから、一部の市町村だけ、やりたいところだけやるといった話にはならないと思います。

○落合座長代理 ありがとうございます。

その点についても、必ずしも別につくば市だけとも限らずと思いますので、ほかの自治体からも同じような提案もありましたし、ほかの自治体も実施できるような形で、例えば、閣法で提出された電磁的記録式投票法のような形で特例法を作ることでもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○笠置課長 先ほどおっしゃったものは、言ってみると、投票所に行くわけですよ。釈迦に説法になりますけれども、投票所に行って、そこでタッチパネルの中でぽんと押して、データに記録して持っていくということです。だから、投票立会人や投票管理者がいるところで行う投票です。平たく言うと、鉛筆で書いていたものをボールペンで書くみたいな話に似ているようなものですね。今回のものは、言ってみると、投票所にすら行かないわけですよ。行かずに家などでやるということです。だから、そこは、さっきおっしゃった電磁的記録式投票法があるからこっちもそうだということにはならないと思います。

○落合座長代理 ありがとうございます。

その部分は、先ほども議論させていただきましたが、郵便投票の場合を代替するのであれば郵便もオンラインもどちらも行かない場合だと思いますので、それもおっしゃられている範囲が違うと思います。

○中川座長 つくば市から手が挙がっています。何か補足はございますでしょうか。

○鈴木教授 つくば市の鈴木です。

御議論をありがとうございます。

1点だけ、補足させていただきたいです。先ほど、上書きについての話が出てきましたが、上書きするという表現で、技術的には上書きですけれども、投票は1回きりなのです。そこは何か問題があるとお考えなのでしょうか。

○中川座長 総務省、お願いします。

○笠置課長 今おっしゃっているのは、二重投票をしていないという趣旨を言っているのですか。

○鈴木教授 上書きという表現は2回に聞こえますけれども、開票作業が行われるまで、期日までには、本人は1回しか投票ができないので、それを途中で変えるということではございません。

○笠置課長 言ってみれば、投票のやり直しをするみたいな感じですかね。

○鈴木教授 いえ、投票は個人で絶対に1回なので、開票されるまではその情報が保持されるだけということです。2回投票することもないですし、私たちとしては、最後の最後まで意見を聞いて決めてよいという新しい投票制度だと思って、何か問題があるとは感じていなかったのですが、上書きという表現を2回と御理解されているのかなと思って、補足させていただきました。

○笠置課長 それは、2回投票をしているというより、1回投票したものを変更することができるようにしているということですよ。

○鈴木教授 投票していないことと同義だと、我々は考えています。開票する時点で1票なので、期日前投票でそれぞれ日にちが違って投票していることと同じだと考えると、最後まで有権者は意見を聞いて自分の投票ができるということだけなので、決して2回投票するというわけではないのではないかと思います。変えることにもなりません。変えるという行動そのものが我々ではカウントをされないですし、途中で票のカウントもしませんので、電磁的に情報が置き換わるだけということで、変更には当たらないと考えています。

○笠置課長 変更ではないのでしょうか。さっき言ったときに、脅されたときの対応ということで、そのときは横にいて脅されて、1回、やるわけですよ。ただ、それだと危ないので、それを抑えようと思ってやるというのは、投票行為自体はしているけれども、最終的に2票にならないというだけの話ではないかと思いますが。

○鈴木教授 例えば、投票所で、一旦名前を書いて、そこでもう一回直して、消しゴムで変えて、もう一回名前を書いた場合には、これは変更ということになるのでしょうか。これも変更なのですか。

○笠置課長 おっしゃっている意味がよく分かりませんが。

○鈴木教授 これがそうだとすると、我々も変更だと思います。誤解を生む表現があったら申し訳ないのですけれども、上書きというのは変更ということではないのではないかと議論です。

○中川座長 多分、今鈴木教授がおっしゃっていることは、投票場に行くまでに頭の中で考えが漸次的に変遷していった、最後に投票という形で確定するというをおっしゃっているのだと思うのです。そうだとすれば、別に問題はないのではないかということだと思いますが。

○笠置課長 おっしゃっている意味が分からないですね。すみません。

○中川座長 分かりました。

総務省にお願いをしたいのですが、今の議論の中で、総務省に、各党各会派の議論が必要だ、あるいは、特区という形で特定のところについてだけお認めいただくわけにはいかないということをお話しいただいておりますが、基本的に、つくば市は色々な実験や検討を重ねて、おそらく公職選挙法の中で保護法益となっているような部分については、こういう提案ができて技術的にも検証できているという御提案をいただいているように私は思います。そういう意味で、できれば、つくば市の御提案について、各党各会派の議論が前提だとか、そもそも特定のところにお認めいただけないとか、そういう非常に抽象度の高いお話ではなくて、今回のつくば市の提案についてどこが問題なのかということについて、少し網羅的に御指摘いただいた上で議論を詰めていただければと思います。

本間委員、お願いします。

○本間委員 つくば市のこれまでのトライアルないしは実証実験のような形での結果は非常にすばらしくて、これで投票率も上がっていくのだなという期待があるわけです。一般的には、投票率がなかなか上がらないというのは投票システムとしての問題が非常に大きいところで、これを改善するための一つの方法だと思っています。個人的には技術的には何ら問題があるとは思っていません。ただし、例えば、これを全国展開するということになったときには、投票率が上がって困る人、投票率が上がって得する人みたいな、そういう判断がどこかにある。つまり、政治的な問題として、この問題はかなりこれから尾を引いていくのだろうなど。それを崩すためにも、一気に全国展開するのではなくて、まさに投票率をどんどん上げていって、市民、国民、県民の総意をなるべく反映するような人を選んでいくという方向に持っていくという世論を高めていかなければいけないと思います。

そのためにも、総務省に是非やっていただきたいことは、中川座長が言われたように、技術的に問題があるとすればどこなのか、つまり、つくば市方式を実際に運用しようと思ったときにどこが問題となっているのか、前向きに採用するとしたらどこが問題なのかという検討です。その後、これを実際に適用するかどうかということは、ある意味、政治の問題だと思います。この政治の問題を付度することは総務省の仕事ではないと思うので、是非つくば市の結果を踏まえて、どこに問題があるのか、今後インターネット投票は必ず一般的になると私個人は思っていますので、そういう方向に向けてなるべく早く制度を充実させることが重要ではないかと思っています。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

鈴木教授、どうぞ。

○鈴木教授 私たちのところでも、視覚障害者の方、麻痺の方、代理投票で口に出さなければいけない方々からの声をたくさん集めています。当然、投票管理人・立会人の課題は我々も重々理解しておりますが、逆に言うと、現行制度で困難を抱える方のために、投票システムをアップデートしたいと思って提案している内容となります。限定された範囲で、まさしく一番の受益者を対象として実証実験を行っておりますので、是非ともこれを実現する方法を教えてくださいたいと思っております。

補足です。

○中川座長 ありがとうございます。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、総務省には、今回、随分エビデンスに基づくかなり深い御検討をつくば市にいただいておりますので、どこが公職選挙法の保護法益に対しまして問題なのかということについて、少し網羅的に話を是非していただければと思います。御回答いただければと思っております。そういう中で、つくば市のかなり限定された対象の御提案がどうすれば実現できるのかということで、御検討を進めていただくようお願い申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

○笠置課長 すみません。先ほどの座長からの総務省の意見が抽象的だという話はどういうことだろうかと私は思っています。大事なことですから申し上げているわけがございます。現状、在外ネット投票の調査をしておりますので、まず、我々としてはそちらをきちんとやっていくということがございます。

以上でございます。

○中川座長 在外ネットもやっていただいて、それは敬意を表しますけれども、つくば市から特区でこのような御提案をいただいて、それに対して具体的に技術的にどういう問題があるかということについて、網羅的なお答えをいただいているようには、今回、私は思えなかったのですね。ですから、それについては、ペーパーでお示しいただくか、そのような具体的な問題点について、今回のつくば市の御提案について、お答えをいただければと思っております。そういうことで申し上げます。よろしいでしょうか。

○笠置課長 それに対して個々にこちらから見解を申し上げるということは、そういうところまでは我々は考えていません。

○中川座長 すみません。個々に見解を申し上げられないというのは、どういうことなのでしょう。公職選挙法を所管されている省庁として、今回、国家戦略特区という正式な御提案をいただいて、このようにお話し合いいただいているわけですから。それについてつくば市でかなり誠実な御検討をいただいているということについて、個別にお答えできないとは、それはどういうことなのか。私は信じられないのですけれども。

○笠置課長 網羅的にということをおっしゃいましたので、ある程度のことは、御回答で

きるかもしれませんが、全てを網羅できるかというのは、できませんということです。

○中川座長 網羅的にというのは。

○笠置課長 座長が網羅的に見解をとおっしゃったので、それはなかなか難しいですということです。

○中川座長 それでは、今回のつくば市の御提案について、具体的な反論というものを、次回のワーキング、あるいは、ワーキングという機会でなくても結構ですから、つくば市の御提案についてこういう点が問題なのだということをお示しいただければ、それは具体的につくば市から御回答いただけたと思います。この検討は国家戦略特区への提案ということで正式な検討のプロセスに乗っているわけですから、これについてはそういう形で議論を進めていかなければならないものだと思います。もしもどうしても技術的に解決できない問題があるのだとすると、それはできないということですから、それは宙ぶらりんのまま放っておくということではなくて、それはどこが問題でどこが解決できないのかということをはっきりと明らかにするという意味でも、そういう御回答は必ずしていただきたいとします。よろしいでしょうか。

御発言を求める方はいらっしゃいますか。

お忙しい中本日はどうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。